

「第二次守谷市男女共同参画推進計画」総合評価											
【評価基準】											
基本目標	施策	No	事業名	事業内容	評価 (平成27年度)	評価 (平成28年度)	評価 (平成29年度)	～平成27年度との比較	～平成28年度との比較	～平成29年度との比較	所管課
男女しあわいに認めちづくり、尊重	男女共同参画に関する学習機会・情報	1	広報紙・情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市HPを活用し、男女共同参画に関する意識啓発と情報を提供する。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		2	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関するフォーラム及びセミナーを開催する。	A	A	A	↑	↑	↑	市民協働推進課
		3	男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備	男女共同参画啓発図書・ビデオ等の充実に努める。	B	B	C	→	→	↓	生涯学習課
男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり	男女平等学習の充実する教	4	教育活動を通じた男女平等教育の実施	全教育活動を通して「男女仲良く協力し合い、助け合う」「男女は互いに異性についての理解を深め、相手の人権を尊重する」意識を育む。	A	A	A	→	→	→	指導室
		5	技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、木工作業、調理実習、裁縫などの作品制作を実施し、生活能力を高める。	B	B	B	→	→	→	指導室
	広報活動・刊行物における表現の徹底(メディア)に	6	市広報紙、刊行物、SNS(*1)等における人権を尊重した表現の配慮	広報紙、刊行物、SNS等において市情報の発信を行う際に、男女の人権を尊重した適切な表現を行えるよう配慮する。	B	B	B	→	→	→	秘書課
		7	市ホームページにおける人権を尊重した表現の徹底	市HPにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	A	A	A	→	—	—	秘書課
		8	有害図書等の設置に対する訪問指導の実施	自動販売機の設置者、コンビニエンスストア等の訪問指導を行う。	B	B	B	—	→	→	生涯学習課
	ラ力情報シメをデ活のイ用向アで上・き促りの進テ能	9	市民参加型シティ・プロモーション(*2)の展開	イベントの活用やもりや市民大学との連携等により、市民とともにシティ・プロモーション活動の展開に取り組み、メディア・リテラシーの向上を図る。	A	B	—	—	—	—	秘書課
		10	児童・生徒に対する、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)教育の実施	メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、メディアを通じてコミュニケーションを図る能力を身に付ける。	A	A	A	→	→	→	指導室

男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり	DV防止対策の推進	11	DV防止に関する啓発活動の実施	配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底する。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		12	DV相談窓口の周知	DV相談に関する窓口を記載したチラシ等を活用し、相談窓口の周知に努める。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		13	府内関係部署との連携体制の強化	DV対応がスムーズにいくよう、関係する部署との連携体制を強化し、早期発見、早期対応につなげる。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		14	DV被害者に接する職員の研修への参加	県等が主催するDV関連研修へ積極的に参加し、職員の意識向上を図る。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
	支者D支援保V進の護被推、害	15	緊急保護を求めるDV被害者への支援	被害の拡大を防ぐため、各種関連機関と連携を取り、被害者支援に努める。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		16	母性健康管理に関する情報の提供	妊娠婦が安心して働く職場づくりを促進するため、母性健康管理に関する情報を提供する。	B	B	B	→	→	→	保健センター
	母性の保護と母子保健の充実	17	母子の健康に関する広報の実施	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知する。	B	B	B	→	→	→	保健センター
		18	母子保健サービスの充実	妊娠及び幼児を持つ家族が育児に関して正しく判断し、実践かつ自立でき、健康的な育児環境を保持できるようにするために、乳幼児健康診査、新生児訪問、乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種などを実施する。	B	B	B	→	→	→	保健センター
		19	子育ての悩み・不安に対する相談体制の充実	個別相談や育児健康相談会、各種教室などを通して、保健師、栄養士、臨床心理士、精神保健福祉士などが、母親の子育て中の悩みや不安の軽減を図る。	B	B	B	→	↑	→	保健センター
		20	不妊治療に対する助成や相談対応の実施	未婚化や晩婚化に伴い「高齢出産」や「不妊治療」を受ける女性が増え、経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成する。また、専門的な相談窓口として茨城県不妊専門相談センターの情報を提供する。	A	A	A	→	↑	↑	保健センター
	母性の保護と母子保健の充実	21	中学校での生活習慣病予防講演会の実施	若い世代に生活習慣病についての正しい知識を持ってもらうため、市内中学校で、子宮頸がん等の予防に関する講演会を実施する。	A	A	A	→	→	→	保健センター
		22	小中学校での性教育教室の実施	児童生徒に互いの身体的性差についての正しい知識を持ってもらうため、命の大切さや性教育、性感染症などをテーマとした出前教室を実施する。	A	A	A	→	→	→	保健センター
		23	発達段階に応じた適切な性教育、保健安全教育の充実	児童生徒が心身の健康についての正しい知識を習得し、互いの身体的性差についての理解を一層深めるようにするために、体育科及び保健体育授業内容の充実、学校行事として性教育講演会の実施などに取り組む。	B	B	B	→	→	→	指導室
		24	子宮がん及び乳がん検診事業	り患数・死亡数が多く、女性特有の子宮がん及び乳がんについて、予防策として検診の周知を強化し、女性の受診を促す。	A	A	A	↑	→	→	保健センター
	国際女性的共同参画の画理に解促す進る	25	国際的な男女共同参画活動に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の現状や国連などを中心とした国際的な活動について、インターネット等を活用して情報を収集し、市民に提供する。	A	B	B	↑	→	→	市民協働推進課
		26	「ハーモニーフライトいばらき」(*2)への参加促進	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催ハーモニーフライト事業への参加を促進する。	E	E	A	→	→	↑	市民協働推進課

男女があらゆる分野で輝けるまちづくり	男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提	27	両親学級の実施	妊娠とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	A	A	A	→	→	→	保健センター
		28	家庭教育講座の実施	幼稚園・保育所（園）から中学校まで連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を実施する。	A	A	B	↑	↑	→	生涯学習課
		29	お父さんが参加できる場の提供	父と子のふれあいや男性の家庭への参画を促進するための機会を提供する。	B	B	B	→	↑	→	児童福祉課 介護福祉課
	市民共同参画における男女	30	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	B	A	A	→	↑	→	児童福祉課 介護福祉課
		31	地域における女性リーダーの育成	地域における女性リーダー育成に関する各種研修を周知する。	B	C	C	→	↓	→	市民協働課
		32	市民活動等への参加促進	市民活動支援センター登録団体等の活動を紹介するなど、市民活動のPRに努める。	B	B	B	→	→	→	市民協働課
	立つ女た共同防災体制の視点に	33	交通安全対策活動への女性参画の促進	交通指導隊による市内交通安全対策活動への女性の参画を促進する。	B	B	B	→	→	→	交通安全課
		34	防災会議の運営	会議構成員に女性委員が入ることで、女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定・見直しを行っている。	E	E	B	→	→	↑	交通安全課
	審議会等への女性の積極的登用	35	自主防災組織等による防災活動への女性参画の促進	地域における自主防災組織等による防災活動への女性の参画を促進する。	B	B	B	→	→	→	交通安全課
		36	審議会等への女性委員の積極的登用	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、すべての審議会等の女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会の解消を図る。	B	B	B	→	→	→	総務課
		37	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置する。	B	B	B	↑	→	→	総務課
	男女均等な職員研修の実施	38	男女均等な職員研修の実施	男女均等に研修への参加を進め、男女ともに自己啓発を積極的に推進する。	B	B	B	↑	→	→	総務課
		39	女性の人材発掘と情報提供	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	B	B	B	→	→	→	市民協働課

男女が元気でいきいきと働けるまちづくり	雇用の場における働きやすい環境の整備	40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント(*4)及びパワー・ハラスメント(*5)防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント(*4)及びパワー・ハラスメント(*5)防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	B	B	B	→	→	→	経済課
		41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
		41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	B	B	B	→	→	→	経済課
	働き自営業のやや整すに備いお環ける環境	42	自営業における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とする自営業において男女が対等に経営参画するための意識啓発を行う。	B	B	B	→	→	→	経済課
		43	農業経営に関する方針決定への女性の参画の働きかけ	農業経営において女性の参画が積極的に行われるよう働きかける。	B	B	B	→	→	→	経済課
	就業・企業に関する支援	44	労働関係法や労働条件向上に関する情報提供と啓発	雇用の安定・労働時間短縮等の労働条件向上を目指し、国・県等の機関と連携し、事業所等に働きかけるとともに、労働関係法の周知を含め労使双方に情報の提供を行う。	B	B	B	→	→	→	経済課
		45	関係機関で開催する起業・就労に関する研修及び求人の情報提供	女性の職業能力の向上に向けて関係機関で開催する研修会、セミナー等の情報提供を行う。ハローワーク等の労働機関の求人情報など、就職に関する情報提供を行う。	B	B	C	→	↑	↓	経済課
	ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援	46	保育所（園）事業内容の充実	多様で質の高い保育サービスを確保し、待機児童ゼロに向け、子育て期の家庭の社会生活を支援する。	A	A	A	→	↑	→	児童福祉課
		47	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園での預かり保育を実施する。	A	A	A	→	→	→	児童福祉課
		48	子育て相談・家庭児童相談の実施	電話や窓口で相談を受けたり、保育所において必要な情報や関係機関の紹介を行う。家庭における児童の健全育成を図るために、児童相談及び指導を行う。	A	A	A	→	→	→	児童福祉課
		49	もりやファミリーサポートセンター事業の充実	サービスメニューの充実や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図る。	A	A	A	↑	→	→	児童福祉課
		50	ひとり親家庭への支援及び情報提供	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに茨城県県南県民センターとの連携を図り、各種制度の案内や情報提供を行う。	B	B	B	↑	↓	↓	児童福祉課

男女が元気でいきいきと働くまちづくり	ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援	51	放課後子ども総合プラン事業の充実	【放課後子ども教室】地域の大人と子どもとの交流を図るため、地域住民の参加・協力により子ども達が放課後安全に過ごせる居場所を提供する。 【放課後児童クラブ】保護者の就労等により、放課後に家庭が留守になる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。	A	A	A	→	→	→	生涯学習課
		52	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。	B	B	B	→	→	→	介護福祉課
		53	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	B	A	A	→	↑	→	介護福祉課
		54	地域ケアシステム（＊6）の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	B	B	B	→	→	→	介護福祉課
		54	地域ケアシステム（＊6）の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	B	B	B	→	→	→	社会福祉課
		55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	B	B	B	→	→	→	市民協働推進課
のワーク・の働きかけ、事業・バランанс	の市民ライフ・事業・バランス	55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	B	B	B	→	→	→	経済課
		56	市職員への育児・介護休業制度の活用と復帰に向けての研修の実施	男性も女性も不安なく育児・介護休業が取得できる環境をつくるとともに、スムーズに職場復帰ができるよう必要な研修を行う。	E	E	B	→	→	↑	総務課